



日野町農業振興施策に関する意見書

令和7年3月14日策定の地域計画にて明らかとなった通り、令和6年度現在の耕作面積約340haのうち、守るべきとした農地（町民が守りたい農地）は、約290haあり、そのうち、10年後の耕作者が特定できている農地は、約90ha、特定できていない農地は、約200haあるという結果でした。この結果からもわかる通り、担い手不足が一番の課題となっており、今後、空いてくる農地約200haの受け手を待たないで育て始めなければ、耕作放棄地となり、地域景観が悪化することは、容易に想像がつきます。

農業委員会の主な役割である農地利用の最適化では、耕作者を斡旋しようにも、受け手がなく、日野町農林振興公社にソバ栽培の業務委託を斡旋できれば良い方で、近年では、斡旋できず地元集落で対応していただいている状況にあり、農業委員会としても、非常に心苦しい状況にあります。

また、農地利用の在り方としても、水稻栽培が可能な農地において、担い手不足のため、ソバ栽培等の補助金依存度の高い栽培品目を行うことは、最適ではなく次善の策と言えます。

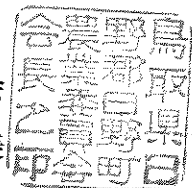
このような情勢を鑑み、喫緊の課題である担い手確保、育成に焦点を絞り、専業農家、兼業農家、非農家及び農林振興公社が連携した担い手の確保育成体制を構築していけるよう政策提言を行うものとしたします。

未曾有の人口減少が進む中、全ての農地を守ることは、困難であります、その地域に住む人がある限り、地域景観を保持すべきであり、町施策であるコンパクトタウン構想に基づく戦略的縮減と再構築を図るための施策を講じる必要があります。持続可能な農業を将来に引き継いでいくため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、別添のとおり、意見書を提出いたします。

令和7年10月30日

日野町長 埴田 淳一 様

日野町農業委員会
会長 長住 武美



1 担い手の確保・育成について

地域計画に係る集落訪問を通じて、最も課題となったことは、次世代を担う農業者の不足です。担い手を含む、全ての農業者の高齢化が進み、いつ、耕作が出来なくなってもおかしくない状況にあるにも関わらず、次世代を担う農業者が不在となっている集落では、地域農業の将来に大変な不安を感じておられます。その一方で、新規就農者受け入れの受け皿となる担い手農家も高齢化のため、技術継承を図るならあと数年しかない状況にあります。農地利用の最適化を図るためにも、まずは、担い手の確保をお願いします。

そのため、待ったなしの喫緊の課題として、新規就農者の確保・育成のための施策を早期に強力に講じていただきたく、以下のことを提案いたします。

- (1) 認定農業者等の担い手農家と日野町農林振興公社が連携した新規就農者の確保・育成体制を構築すること。
- (2) 地域おこし協力隊制度を活用した農業研修生の募集及びインターンシップ等を実施すること。
- (3) 定着率の高い地元からの新規就農者を促進するため、地域おこし協力隊制度と同等同様の施策を町独自に創設すること。
- (4) 農業者の冬季の安定した所得確保のため、町からの除雪業務を地元農業者へ優先して委託すること。また、降雪が少なく出勤回数が少なかった月も安定した所得確保のため、月額最低保証額を定め、最低限の所得を補償する制度を創設すること。
- (5) 新規就農者の横のつながりも重要であることから、同時期に町内に複数の新規就農者がいる状況となるように配慮すること。
- (6) 女性目線の食糧生産、特産品の開発等は、今後、その重要性を増してくることから女性の就農者を呼び込むため、夫婦での新規就農及び女性が働きやすい職場環境づくりを支援、推進すること。
- (7) 新規就農者を呼び込む情報発信のため、町公式ホームページでの求人情報のこまめな更新、有料求人サイトへの登録並びに、農業大学校等へ出向き求人情報を発信すること。

2 日野町農林振興公社の人員体制の増強及び機能強化について

地域計画に係る集落訪問を通じて、担い手が不在となる集落においては、農地維持及び景観保全のため、日野町農林振興公社に期待する声が多く寄せられました。しかしながら、公社作業を受託する作業員も高齢化し、増加し続けるニーズに対応できない状況にあり、引き受ける農地を取捨選択せざるを得ない状況となっています。

今後、10年以内に町内の耕作地の半分以上にあたる約200haの農地が荒廃農地となることが懸念されますが、荒廃農地の増加は、景観の問題だけでなく、鳥獣害の増加や人的被害までも危惧されます。

「住んでよかった」と思える町づくりのため、住民の生活圏である集落付近や国道沿いの農地を保全できるよう先述の担い手の確保・育成が急務であるとともに、日野町農林振興公社の人員体制の増強、機能強化並びに担い手と非農家が助け合う共助体制の構築について、以下のとおり提案いたします。

(1) 増加し続けるニーズに対応できるよう公社職員の人員確保を行うこと。

生産性の高い優良農地は、担い手への集約化を図ることを前提として、担い手不在の地域における優良農地の保全や生活圏内の農地保全については、日野町農林振興公社に期待が寄せられています。

現状、事務局長1名、事務員1名、嘱託職員1名、作業員約10名の公社人員体制ではありますが、高齢化により、いつまで働けるか不安という職員が多い状況にあると認識しています。退職者補充、さらに、今後、増加すると見込まれるニーズに対応するためには、今から人材を確保し、育成しなければ間に合いません。人手不足の中、人材確保は競争となっており、近隣他町村よりもよい雇用条件を提示しないことには、確保することは、難しいと考えますので、現職員の待遇改善、雇用条件の見直しを行い、早期に公社職員の人員確保を図ることを提案いたします。

また、人材確保、育成及び機能強化を図るにも人手が必要となりますので、公社事務局へ町職員を出向させるなど、機能強化の推進等を図るために必要な人員を確保するための施策についても、あわせて講じるよう提案をいたします。

(2) 農業研修生の受け入れ（ただし、研修後の就農支援の拡充が必要）。

安定的に町内の農業者を確保していくため、担い手農家と公社が連携した農業者の育成体制を構築することを提案します。家族経営的な本町の担い手農家では、従業員を雇用することや求人活動を行う余裕がない状況にありますので、公社を受け入れ先として、幅広く農業研修生（地域おこし協力隊、外国人技能実習生、退職後の就農希望者等）を受け入れ、

担い手と連携して、将来の担い手を育成・確保することを提案します。

また、研修後も担い手として独立するには、生計が立てられる就農モデルの作成支援及び伴走型就農支援を行う必要がありますので、先述の担い手農家との連携とあわせて、就農支援を行う職員と機能を公社に持たせることを提案します。

(3) 担い手農家とシルバー人材や非農家等の共助体制の構築について

令和2年度から令和6年度まで、地域プランにおいて、共助体制の構築を目指して、「アグリサポートひの」などの施策を講じてこられましたが、草刈りを行う支援人材の不足により、形骸化している状況にあります。

また、草刈り支援を受ける側である担い手農家や公社が本来の狙いとは真逆の草刈りを依頼されてしまう事態にもなっています。

本来の狙いである担い手農家や公社は、所有する大型農業機械による作業を担い、草刈りや水田の水管理などは、各集落のシルバー人材や非農家等が担う共助体制の構築を目指すための周知を行うとともに、草刈り等を行う支援人材の確保のための支援策を講じることを提案します。